

「工賃向上計画」の策定について

平成24年4月

障害者支援課

1 工賃向上計画の趣旨

工賃倍増5か年計画（H19～H23）を推進してきたが、十分な工賃向上に結びつかなかったため、新たに「工賃向上計画」を策定（H24～H26）し、工賃向上に資する取組を計画的に実施する。

2 工賃向上計画の内容

- (1) 計画期間 : 3か年（H24～26）
- (2) 対象事業所：就労継続支援B型事業所（都道府県判断で「工賃向上計画」を作成するA型、生活介護、地域活動支援センターも可）
- (3) 内 容（国指針案による記載内容）

【都道府県】

- ▶府工賃向上計画の作成（6月末日まで）
 - ◇各年度の目標工賃設定
 - ◇各年度に取り組む具体的方策
 - ・企業の経営手法の導入（経営コンサルタントの派遣等）
 - ・説明会や研修等の実施（意識改革や技術・ノウハウの修得等）
 - ・技術指導の強化（専門家による技術指導等）
 - ・共同化推進（共同支援窓口体制の整備）
- ▶府工賃向上計画に基づく取組の推進
 - ◇事業所への助言・指導、状況把握
 - ◇企業等からの発注推進
 - ◇官公需の発注推進
- ▶府工賃向上計画取組の評価、実績把握

【事業所】

- ▶工賃向上計画の作成（5月末日まで）
 - ◇各年度の目標工賃設定
 - ◇年次計画、具体的取組
- ▶工賃向上計画に基づく取組の推進、評価

【市町村】

- ▶事業所の取組を支援する内容を検討

3 府工賃向上計画作成の方法

- 2月29日 計画概要について市町村に説明（市町村障害保健福祉担当者会議）
- 3月21日 京都市への説明・打合せ
- 3月21・26日 計画概要について事業所に説明（障害者自立支援法の見直し等に係る説明会）
- 4月18日 第1回検討会議（ルビノ京都堀川）＜府工賃向上計画案の検討＞
→ 府工賃向上計画案の作成
- 4月26・27日 工賃向上計画策定研修等を実施
- ・ 工賃向上計画案を事業所・市町村に提示
 - ・ 事業所責任者の意識向上等を図る研修の実施
- ※事業所で工賃向上計画の作成（5月末日までに府に計画・目標工賃を報告）
- ※市町村で支援内容を検討（5月末日までに府に検討結果を報告）
- 6月中旬 第2回プロジェクト会議＜府工賃向上計画の策定＞
- 6月末 国に工賃向上計画を報告

<参考：国から提示されているスケジュール>

平成24年2月21日	国→府	指針案及び実施要綱案（4月11日正式通知）
2～4月	府	府工賃向上計画案策定
3～4月	府→事業所	説明会開催
	事業所	個々の事業所で工賃向上計画策定
	市町村	支援内容の検討
5月	市町村→府	支援内容の検討結果の報告
5月末	事業所→府	計画の提出、目標値の報告
6月末	府→国	計画・目標値の報告
7月	国	策定状況・目標値を公表